

# スキー補償制度 加入申込票(団体用)

(一般会員、有資格者、スキー競技選手)

2019/2020シーズン用

公益財団法人全日本スキー連盟 御中

(スキー補償制度担当:小林)

(FAX:044-966-6345)

※未記入、不備があった場合は受付が出来ません

■本補償制度は、公益財団法人全日本スキー連盟を保険契約者とし、公益財団法人全日本スキー連盟登録会員を加入者および被保険者とする団体契約です。補償内容についてはパンフレットをご参照ください。また、「※同種の危険を補償する他の保険契約等」、「※アマ/インストラクター/プロの区分」は告知事項にあたります。他の保険契約等については別紙申告書を使用してお申し出ください。告知事項について故意または重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。■重要事項のご説明およびご加入内容確認事項について確認し、申込内容が意向に沿ったものであることを確認するとともに個人情報の取扱いに同意のうえ、加入を申し込みます。

■加入 申込日	年 月 日		
加入依頼者	●加盟団体名		
	●地域名		
	●所属団体名		
加入団体コード			
地域コード			
所属団体コード			
●事務担当者名		●TEL	( )
●住所	〒 -	●FAX	( )

★各都道府県連の認定パトロールおよび指導員は、認定証のコピーを必ず添付してください。

	SAJ会員番号 フリガナ 被保険者氏名	生年(西暦)月日	〒	TEL	一般会員		有資格者			インストラクター		スキー競技選手	
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	性別	住所			スキーのみ	スキー・ボード	スキーのみ	スキー・ボード	スキー・ボード	パトロール	スキー・ボード	スキーのみ	スキーのみ
1		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10		年 月 日	〒 -	( )	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計人数													

保険料	補償区分	保険料(1名)		人数	保険料		
		円	円		円	円	
一般 有資格者 インストラクター スキー競技選手	① 雪+陸	5,500	円	×	名	円	
	② 雪+陸	10,100	円				
	③ 雪+陸	7,800	円	×	名	円	
	④ 雪+陸	11,800	円				
	⑤ ※雪+陸(死亡)	2,000	円				
	⑥ パト ※雪(死亡)	2,000	円				
	⑦ 雪+陸	12,000	円	×	名	円	
	⑧ 雪+陸	29,500	円				
	スキー競技選手	⑨ 雪+陸	アマ	9,500	×	名	円
		プロ	16,600	円			
アマ		14,700	円				
合計保険料				名		円	

保険期間 (ご契約期間)	2019年11月1日～2020年11月1日 午後4時から 午後4時まで
★中途加入の場合、保険責任開始日は以下のとおりとなります 加入申込票到着・保険料着金が... 1日～15日(翌月 1日午後4時より責任開始) 16日～末日(翌月15日午後4時より責任開始)	
○振込をした金融機関	入金確認
銀行 信金 信組	支店
○振込人の名義(事務担当者名でお振込ください。)	保険会社 受付
○振込日	平成 年 月 日

※傷害死亡保険金についてはスキー中に関係なく24時間補償です

(注) 保険料を領収する前に発生した事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細についてはあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ( <https://www.aioinissaydowa.co.jp/> )をご覧ください。

補償内容についてはパンフレットをご参照ください。

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
広域法人開発部 営業第一課

(2019年7月承認)A19-101265